

## 再編成後の状況（平成15年度）の報告の概要

### 1 共有設備の解消状況

		平成15年度末		(参 考)	平成14年度末	
① 専用線ノード装置 (CNE)	東	8,100回線 / 8,600回線			6,300回線 / 8,600回線	
	西	2,700回線 / 3,200回線			2,200回線 / 3,200回線	
② 専用線ノード装置 (LD-XC)	東	19,000回線 / 56,000回線			16,000回線 / 56,000回線	
	西	49,500回線 / 74,800回線			35,800回線 / 74,800回線	
③ 伝送装置	東	26,600パス / 44,600パス			23,600パス / 44,600パス	
	西	47,800パス / 68,200パス			32,600パス / 68,200パス	

〔解消数量〕／〔再編成時共有数量〕

### 2 共用設備の解消状況

		平成15年度		(参 考)	平成14年度	
① 共通線信号網	コム	(平成14年度解消済)			平成14年度をもって解消	
② NSP	コム	(平成12年度解消済)			(平成12年度解消済)	
③ NSSP	東西	(平成14年度解消済)			平成14年度をもって解消	
	コム	ナビダイヤル・ファクシミリ通信網用NSSPを東会社と1ユニット共用			ナビダイヤル・ファクシミリ通信網用NSSPを東会社と1ユニット共用	
④ 音声応答装置	コム	接続約款化されたことにより報告なし			未解消	
⑤ 音声蓄積装置	コム	接続約款化されたことにより報告なし		未解消		

### 3 顧客管理システムの共用の解消状況

		平成15年度
東西	顧客情報データベースの分離について、NTT コミュニケーションズ株式会社と協議し、当社と致しましても協力して参りましたが、平成15年度第3四半期までにデータベースの分離が完了しました。	
コム	顧客情報データベースの分離につきましては、NTT 東日本・西日本会社の協力（システム間のスケジュール調整等）をいただき、平成15年12月にデータベースの分離が完了しました。	

### 4 再編成に伴う例外的措置とした電気通信業務の一部の委託の解消状況

区 間	平成15年度
① 上川～北見間伝送業務	(平成14年度解消済)
② 北見～遠軽間伝送業務	(平成14年度解消済)

③ 美幌～弟子屈間伝送業務	(平成 14 年度解消済)
④ 美幌～釧路間伝送業務	(平成 12 年度解消済)
⑤ 釧路～弟子屈間伝送業務	(平成 12 年度解消済)
⑥ 釧路～白糠間伝送業務	(平成 14 年度解消済)
⑦ 音別～帯広東間伝送業務	(平成 14 年度解消済)
⑧ 十勝清水～門別富川間伝送業務	平成 15 年度解消
⑨ 向宿～名古屋栄間伝送業務	(平成 12 年度解消済)
⑩ 東京 Z A～立川 Z A 間伝送交換業務	(平成 11 年度解消済)

## 5 設備監視業務の受託の解消状況

平成 15 年度
未解消

## 6 電話サービスの申込み、移転手続き、請求書発行業務等の受託状況など電気通信役務の提供に関連する取引状況

取引内容	取引条件	公表又は個別開示の別 (公表時期)
<ul style="list-style-type: none"> <li>東(西)日本電信電話株式会社の加入電話契約等の契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに係る業務</li> </ul>	取引条件は接続約款による	公表 (平成 11 年 7 月 1 日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者の移転等に伴い変更となる特定中継事業者の契約者情報(顧客 DB)を追加、更新する業務</li> </ul>	取引条件は接続約款による	公表 (平成 11 年 7 月 1 日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合に、東(西)日本電信電話株式会社が利用者料金請求事業者となるときに行う利用者料金の回収業務</li> <li>東(西)日本電信電話株式会社が協定事業者から契約者が支払うべき料金の債権を譲り受けたときに、東(西)日本電信電話株式会社が行う利用者料金の回収業務</li> </ul>	取引条件は接続約款による	公表 (平成 11 年 7 月 1 日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者等の線路敷設のため、義務的区間以外の区間における東(西)日本電信電話株式会社所有の管路・とう道・マンホール・電柱の賃貸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管路・とう道・マンホール 対象設備を実際に構築した場合に係るコストを基にして提供区間毎に算定。算定式は以下のとおりとします。 ア. 設備使用料(月額) = 年額料金 × 占有率 ÷ 12 イ. 年額料金 = 減価償却費 + 保守運営費 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 利益対応税</li> <li>電柱 年額 1,200 円/線条 1 条毎 (一東化した場合: 年額 800 円/線条 1 条毎)</li> </ul>	公表 (平成 11 年 3 月 26 日)  ・政府の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の施行に伴い、「電柱・管路等の利用に関する標準実施要領」について公表(平成 15 年 4 月 28 日)
電気通信事業者の電気通信用アンテナの設置のため、利用可能なスペースのある東(西)日本電信電話株式会社所有の通信用鉄塔の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄塔及び設置するアンテナに応じた使用料とすることを公表。</li> <li>以下の算定式により算出した使用料を申し込みのあった事業者に個別に開示 ア 月額使用料 = 年経費 × 占有率 ÷ 12 イ 年経費 = 保守運営費 + 減価償却費 + 税金 + 報酬</li> </ul>	公表 (平成 9 年 4 月 25 日) 及び個別開示

## 7 研究成果の開示状況

	ハード開示	ソフト開示	技術移転	特許実施許諾
NTT	41 (55)	58 (61)	5 (21)	58 (58)
NTT東日本	3 (3)	18 (31)	4 (13)	1 (1)
NTT西日本	0 (0)	4 (4)	2 (2)	1 (1)
NTTコム	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

<注1>技術開示数。( )内は開示件数。(複数事業者の求めに応じ1の技術情報を開示した場合を含む。)

<注2>NTTコムについては、再編成に伴いNTTから承継した研究成果に限り報告の対象となっている。

### ・開示依頼があつて開示しなかつた品目

	平成15年度
NTT	なし
NTT東日本	なし
NTT西日本	なし
NTTコム	なし

<注> NTTコムについては、再編成に伴いNTTから承継した研究成果に限り報告の対象となっている。

## 8 研究成果に関する特例（「開示時期の個別判断」等）の運用状況

平成15年度末まで特例の運用は行われていない。